# 「寛容」な文化における同性愛嫌悪

風 間 孝

# 第1章 問題の所在

本稿の目的は、1980~90年代の同性愛というセクシュアリティの軌跡をたどることをつうじて、日本は同性愛に寛容な文化を持つとする言説が、現代日本においてどのように作用しているかを検討することにある¹。

アメリカの社会学者ピーター・コンラッドとジョセフ・シュナイダーは、近代西洋において同性愛は、犯罪化 criminalization と医療化 medicalization によって統制されてきたと主張した(Conrad and Schneider 1981 [1992] =2003)。同性愛の文脈における犯罪化とは寝室における合意を伴う成人(男性)同性間の性行為を刑法上の犯罪とする(ソドミー法)ことであり、医療化とは同性愛を遺伝的・先天的な変質の結果とみなし疾患の単位とすることである。コンラッドらの研究は、犯罪化と医療化という概念を基礎に、近代西洋における同性愛嫌悪(ホモフォビア) 2を把握していこうとするものであった。

19世紀末のドイツで始まった欧米における同性愛嫌悪に反対する社会運動は、1969年のニューヨークにおけるストーンウォール事件を転回点として、犯罪化と医療化の闘いに成果をあげることになった。アメリカ精神医学会に異議申し立てを展開し、1973年に同性愛を精神疾患のリストから削除させるとともに、2003年にはソドミー法を違憲とする連邦最高裁判所の判決を導き出すことに成功したのである。

一方で、日本においては同性愛に寛容な文化が存在するという言説が構築されることによって 同性愛嫌悪の存在自体が議論の対象とされてこなかった歴史を持っている。「古代以来、日本人は 稚児の文化を許容してきた。……その伝統は江戸期をへて、現代にも根強く残っている。そうし

<sup>1</sup> 正確に言えば、本稿で扱うのは、男性同性愛(者)に対する同性愛嫌悪である。女性同性愛(者)への嫌悪については、セクシュアリティだけでなく、ジェンダーを含めて論じる必要がある。この点については今後の課題としたい。

<sup>2</sup> 本稿では、同性愛嫌悪を、同性愛を周縁化し、異性愛を規範化する言説及び実践として用いる。

た文化的土壌のなかでは、同性愛にむけたタブー意識は欧米に比べればあきらかに希薄である」 (赤坂 1987:94-5) という文化人類学者・赤坂憲雄の主張に代表されるように、前近代の男色文 化と現代とを重ねあわせ、日本は同性愛に寛容な文化や伝統を持つがゆえに、昔から強固な同性 愛嫌悪は存在しないと主張されてきたのである。

赤坂に見られる日本は西洋と異なった寛容な文化を持つとの認識は、日本の同性愛文化をとりあげる外国の研究者にも見出すことができる。オーストラリアで現代日本の同性愛文化を研究しているマーク・マクレランドは、同性間の性行為に対する法的規制が存在していないこと、学校で同性愛について語ることを規制する法律がないこと、宗教を背景とした憎悪が顕著に見られないこと、そして同性愛嫌悪にもとづく暴力が頻繁に発生していないこと等を論拠として、西洋と異なる日本の同性愛文化の存在を導いている(McLelland 2000)。また、オランダの人類学者ヴィム・ルンシングは、「セクシュアリティは、(引用者注 日本において)アングロ・アメリカの文脈ほど、善悪の問題や倫理的な問題として考えられてはおらず、むしろしたいときにおこなう遊びとして考えられている」と述べ、日本と西洋の差異を主張する(Lunsing 1999:316)。マクレランドやルンシングは、言外に同性愛に対する統制の厳しい西洋と緩やかな日本という図式を提示しつつ、同性愛者であることを公言するカミングアウトを基礎とした性的権利の要求は、アメリカのスタイルであり、日本に適した戦略ではないと述べる(Lunsing 1999:314-5、McLelland 2000:238-9)3。

このような現代日本の同性愛文化および同性愛者の社会運動に関する言説に対し、本稿では、 西洋の影響を受けながら遂行された同性愛を医療化する言説や実践の存在を示すことにより、日 本には同性愛を私的な趣味・嗜好として許容する独自の寛容な文化が存在するという言説(寛容 言説)を疑問に付すとともに、寛容言説のもとで同性愛嫌悪の現実と同性愛者による社会運動の 存在意義が否定されてきたことを明らかにしたい。具体的には、第2章において、1980年代後半 の日本で生起したエイズ・パニックが男性同性愛の医療化を推進する一方で、寛容言説が同性愛 嫌悪のひとつの形である同性愛の医療化を隠蔽した点を指摘する。そのうえで第3章では、日本 で最初に同性愛者の人権を争点とした訴訟(1990~97)をとりあげ、寛容言説が同性愛者の政治 的可視化を否定する役割を担ったことを指摘したい。

<sup>3</sup> 西洋と日本(東洋)を対立的に捉える問題構成は、人文・社会科学におけるセクシュアリティ研究という領域を切り拓いたフランスの哲学者ミシェル・フーコーの著作においても見出せるものである。『性の歴史 I』においてフーコーは、実践や経験からとり集めた快楽から真理を引き出す中国、日本、インド等における性愛の術を備えた社会と、告白を通じて真理を引き出す性の科学を実践している西洋の文明を区別している(Foucault 1976=1986:74-5)。

### 第2章 エイズ・パニック

#### 1 西洋化したライフスタイル

日本でエイズ1号患者が報告されたのは、アメリカで暮らしていた日本人芸術家の男性同性愛者が、帰国時に HIV 陽性と診断された1985年3月のことであった。この時点で血友病患者のなかに感染者が発見されていたにもかかわらず(朝日新聞 1985年3月21日)、男性同性愛者が1号患者とされた背景には、HIV 感染の危険性を認識しつつも、非加熱の血液製剤の使用を認め続けた厚生行政の過失を隠蔽しようとする力学を見出すことができる。

アメリカ等の西洋諸国において猛威をふるっていた病が日本で発見され報告されたことは、致死率の高い病という認識と相俟って国民の間に不安をもたらすことになった。だが、1号患者がアメリカ在住の男性同性愛者であったことは、血液製剤の輸入をめぐる厚生行政の過失を隠蔽する役割を果たしただけでなく、エイズは外国から同性愛者の間に持ち込まれる病との認識をもたらすことになった。エイズが同性愛者等という特定の集団の病気とされ、「普通に生活していれば安全」というキャンペーンが張られたことは、エイズ患者の報告によってもたらされた国民の間の不安をしずめる役割を担うことになったのである。そしてこの不安の鎮静は、同性愛を「普通」ではないとみなす同性愛嫌悪を利用することで遂行されたものであった。

エイズを外国および(男性)同性愛者の病にしていく試みは、当時の疫学研究にも見出すことができる。そのことを端的に示しているのが、順天堂大学の医師によって日本で最も初期に行われた、男性同性愛者を対象とする疫学調査(1985年)である。東京地区を中心に在住する男性同性愛者113名を対象とし、日本人93名中3名(3.2%)、在日外国人20名中2名(10.0%)、計5名(4.4%)がHIV 陽性であるという調査結果は、男性同性愛=エイズというラベリングを強化するとともに、男性同性愛者の間でエイズ・パニックを生み出すことになった。この報告書には、性的パートナーについてつぎのように記されている。

性的パートナーは、日本人陽性者の全員が外国人パートナーを有し、外国人陽性者は日本人パートナーを有していた。ちなみに今回の被験同性愛者で日本人は93名であるが、このうち12名が外国人パートナーを有しており、この中で3名が抗体陽性であった。一方、外国人パートナーを持たない81名においては、全例が抗体陰性であった。このことにより、外国人パートナーを有する同性愛者に有意に高率に抗体陽性がみられたことになる。(松本 1986:52)

<sup>4</sup> この調査は、サンプリングの手続きをへていないにもかかわらず、男性同性愛者の約5%が感染として センセーショナルに報道された。結果、男性同性愛者をハイリスクグループと見なす根拠とされ、日本 赤十字は1985年より男性同性愛者からの献血を拒否することになった。

また、この報告書の結論部分では、外国(人)から日本(人)に感染が広がっていくことを前提に、海外の AIDS 流行地での同性愛行為および国内における外国人パートナーとの性的接触により、大都市においては「AIDS ウィルスキャリアーが数%の頻度で有り得る」と述べられている(松本 1986:52)。当時の主要な「AIDS 流行地」がアメリカを中心とする西洋であったことを考えれば、アメリカ人に象徴される西洋の男性同性愛者との性的接触をもつ男性同性愛者のライフスタイルが HIV の感染要因とみなされたと言えよう。

それでは、疫学者は、どのような性行為を男性同性愛者が実践していると考えていただろうか。この点について検討するにあたって、日本で初めてハイリスクグループという概念を用い、「わが国のエイズ感染の正確な実態を探るため」に実施された厚生省疫学研究班による研究をとりあげたい。HIVを対象として大々的に疫学調査が実施されることを報じた当時の新聞はハイリスクグループを「エイズ危険層」と翻訳し、男性同性愛者、麻薬常習者、風俗産業で働く女性がその対象と報じている(朝日新聞大阪版 1988年5月8日)。「エイズ危険層」という訳語は、当時の日本においてこれらの集団が「感染の危険度の高い」集団、すなわち排除すべき危険な集団としてみなされていたことを示していると言えよう(風間 2003:40-1)。男性同性愛者を対象とする抗体検査の結果は、この研究報告書においてつぎのように記されている。

1985年 4 月~1989年 2 月の間に246名の男性同性愛者の HIV 抗体検査を行い、54名(2.04%) の陽性者が発見された。陽性率には地域差があり、また国籍調査を加えた報告では日本人669 名中12名(1.8%)、外国人117名中12名(10.3%)と外国人に高かった。日本人男性同性愛者の生活調査として外国人との交際および anal sex を要因としたところ、HIV 抗体陽性率は(外国人との交際・無、anal sex・無)群 3 %、(外国人との交際・有、anal sex・無)群〇%、(外国人との交際・無、anal sex・有)群12%にたいして(外国人と交際・有、anal sex・有)群 45%であった。(重松 1988:14)

この報告書において、「日本人男性同性愛者の生活」のなかで感染要因として抽出されたのは、外国人との交際(の有無)およびアナルセックス(の有無)である。その結果、(外国人と交際・有、anal sex・有)群の陽性率が高いことから、外国人との交際に加え、アナルセックスがリスク要因とみなされることになった。コンドームの使用によってリスクを避けることが可能であるにもかかわらず、行為におけるコンドーム使用の有無をたずねることなく、アナルセックスという行為そのものが感染要因とみなされたのである「。一連の疫学調査は、外国人との接触やアナルセックスをその中心として、HIV 感染をもたらしやすい男性同性愛者のライフスタイルを産出し、リスク化していったと言えるだろう。

<sup>5</sup> アナルセックスが嫌悪され、リスク化される背景については、(風間 2003) 参照。

ところで、前述したコンラッドらは、アメリカにおける流行の当初にエイズが「ゲイの疫病」とみなされたことによって、同性愛者によって1970~80年代初頭に勝ち取られてきた社会運動の成果が失われ、同性愛が再スティグマ化されたと述べている。だが、このような動きをもって同性愛の新たな医療化と呼ぶことについては否定的な見解を示している6。他方、アメリカの政治学者マーク・ブレシアスは、性感染症としてのエイズが疫学調査や症候学的診断、病因論的仮定といった「科学」的まなざしを通じて、同性愛を異常とし異性愛を正常とするセクシュアリティの「真理」を生産し、男性同性愛のセクシュアリティや性的実践を規制していったことをその理由に、エイズはセクシュアリティの再医療化(remedicalization)を構成したと述べる(Blasius 1994:153-4)。両者の見解の相違からもわかるように、アメリカの研究者の中でもエイズが同性愛の再医療化をもたらしたかについて一致した見解があるわけではない。この点に関して私は、エイズをつうじて同性愛が再び精神疾患の単位とされなかった点ではコンラッドらの主張は妥当であると考えるが、(男性)同性愛者が再び疫学や公衆衛生学、医学の対象となり権力行使の対象とされた点において広義の意味で同性愛の再医療化が遂行されたと考えている。

だが、「再医療化」をめぐるアメリカの議論を日本に直接適用できないことも確認しておきたい。アメリカにおいてこのような議論が可能であるのは、エイズ以前に同性愛が脱医療化された歴史を持っているからである。歴史社会学者の古川誠やアメリカの歴史学者グレゴリー・フルーグフェルダーが述べるように、日本では男性間の性行為を犯罪とした鶏姦条例および鶏姦罪は1872年から81年までのわずか10年間で姿を消したが(脱犯罪化)、大正期には19世紀西洋の性科学や精神医学の影響を受けるなかで、同性愛を「変態性欲」とみなす同性愛の医療化が始まっている7(古川 1994; Pflugfelder 1999)。

それでは日本においてエイズは同性愛の医療化をもたらしたと言えるだろうか。ブレシアスは アメリカの文脈において男性同性愛のセクシュアリティや性的実践がエイズをつうじて異常化さ れたことを同性愛の再医療化の根拠としている。同様のことを日本のエイズの文脈においても見 いだすことができる。エイズ1号患者が報告された後の厚生省による「普通の生活をしていれば

<sup>6</sup> コンラッドとシュナイダーはその理由について次のように述べている。「エイズは1970年代とそれ以前に存在していたのと同種類の医療化を生み出しはしなかったが、代替的生活様式としての男性同性愛の定義は、「リスク」と「死」の到来によって傷つけられた。こうした事態によって新しい医療化が構成されているというより、同性の他者への性的な関心の追求が不名誉とされ、非合理である(あるいは強迫的とさえ)される新たな基盤が構成されているということができるだろう」(Conrad and Schneider 1981=2003:538)

<sup>7</sup> 日本における精神医学の領域における脱医療化が達成されたのは1995年の日本精神神経学会の決定まで 待たねばならない。この決定は、厚生省が95年1月に政府の公式の疾病分類として採用したWHO の発行 する疾病の分類を、日本精神神経学会も採用するとしたことを指す。ちなみに、この『ICD -10』には 「性的指向を障害とはみなさない」と記されている。日本精神神経学会による採用の背景には、動くゲイ とレズビアンの会が交流関係を持った米国精神医学会からの働きかけがあった。

安全」というキャンペーンにおいて異性愛を普通=正常とし、同性愛を普通でない異常なセクシュアリティと構築したことは、そのひとつの証左である。また先述した同時期の疫学調査において同性愛者らがハイリスクグループとして「危険な集団」とされたことも、同性愛のセクシュアリティを規制することにつながったと言えよう。エイズという病は、それ以前の精神医学等の領域における同性愛の医療化を、疫学や公衆衛生学における言説や実践をとおしてさらに推進することになったと言えるだろう。

#### 2 アメリカと日本の男性同性愛者

1987年1月、日本で初めて異性間性的接触による女性のエイズ患者が神戸で報告された(神戸事件)。この事件は、HIV 感染から切り離されていたはずの日本人の異性愛者が患者であったため、日本列島にパニックを起こすことになった。パニックに対して日本政府がとった対応は、性行為の相手の性的指向や国籍、職業を問わず、可能性のある行動を取った場合に感染する病としてエイズを再定義することではなく、エイズを特定の集団の病気とする認識を維持したまま、エイズ患者/HIV 感染者やハイリスクグループを取り締まるための立法を準備することだった。このようなパニックという「社会的に異様な興奮状態」のなか、科学史家の米本昌平は、強権的なエイズ立法に反対する「エイズ学原論」というエッセイを発表し、エイズの爆発的な流行はないと考えられる日本においてこのようなエイズ立法は不要であると主張した。米本がその論拠のひとつとしてあげたのは、「ホモ専門誌の編集長伊藤文学氏によれば、日本のホモの性生活は、きわめてつつましやかなものである」と述べていることであった(米本 1987: 205)。

米本は、「アメリカの同性愛者をゲイ、日本のそれをホモ」と分類したうえで、「アメリカン・ゲイ」に多くの感染者を生み出すことになった「心理的・文化的要因」について、このように述べる。

基本には、欧米的な、より充実した性生活を求める傾向があり、加えて、通常のセックスが不可能なため、互いに精液をやりとりすることが重要な意味を持ち出し、しかも社会的に強い差別を受けているがゆえに、いったん相手がゲイだとわかると、比較的容易に性関係に陥りやすいからだと考えられる。(米本 1987:201)

米本は、アメリカのゲイの間で感染が広がった理由を性生活に対する欧米的な価値観とともに、同性愛者に対する強固な社会的差別の存在から説明したが、日本の男性同性愛者の性生活が「きわめてつつましやかな」理由については、『薔薇族』編集長の発言を引用するのみで、直接その説明をしていない。しかし、「アメリカン・ゲイ」が強い差別を受けているがゆえに抑圧の裏返しとして「異常な乱交ともみえる強迫的な」性生活を確立しているとの主張は、日本の男性同性愛者が性的に「つつましやかな」理由を間接的に説明していると考えられる(米本 1987:201)。

米本の論理に従えば、その理由は、日本では同性愛者に対して「社会的に強い差別」が存在していないということになるだろう。

じっさいに文化人類学者の赤坂憲雄は、性的に「きわめてつつましやか」な理由を、「稚児の文化を許容してきた」日本の文化的伝統と関連づけて説明している。米本の論文に言及したあとで、赤坂はつぎのように述べる(第1章で引用した赤坂の発言はその一部である)。

日本のゲイの場合、そうした強迫性を強いる宗教文化的背景が存在しないがゆえに、比較的そのセックス・ライフはおとなしいものであると予想される。古代以来、日本人は稚児の文化を許容してきた。日本の中世などは、幼童天皇を頂点にいただく広範な稚児の文化に浸された時代である。寺院社会から、貴族や武家の世界にいたるまで、稚児は「花」として愛玩された。その伝統は江戸期をへて、現代にも根強く残っている。そうした文化的土壌のなかでは、同性愛にむけたタブー意識は欧米に比べればあきらかに希薄であり、すくなくとも同性愛が宗教的な罪悪観念とまったく無縁であることははっきりしている。日本のゲイには、強迫的な乱交へと走らねばならぬ文化的背景が乏しい。日本でエイズの流行が仮にあるとしても、その主要な担い手はおそらくゲイではない。(赤坂 1987:94-5)

「性的につつましやか」な理由として赤坂が述べているのは、日本には稚児を許容する文化的伝統が現代にも根強く残っているため、アメリカのように強迫的な乱交へと走らねばならぬ宗教文化的背景は乏しいということだ。赤坂は、日本の男性同性愛者が「性的につつましやか」であることの起源を、古代から現代に至るまで一貫して同性愛に寛容な「日本独自」の伝統に求めているのである。

エイズ予防法に反対する論拠として用いられることからもわかるように, 寛容言説は, 性的な「おとなしさ」を介在させることにより, 男性同性愛者のリスク化にもとづく排除に抵抗する側面を有している。しかし, 「性的につつましやか」であるがゆえにゲイ男性の間に感染は広がらないとの主張が日本の寛容さに依拠したことにはいくつかの問題点があることを指摘しなければならない。

まず、寛容言説は、同性愛嫌悪(ホモフォビア)を隠蔽する効果を持っていた。米本の認識は、男性同性愛者を含むハイリスクグループの取り締まりを可能とする「強権的な」エイズ予防法案に反対した男性同性愛者の現実認識と乖離したものであった。米本と東京および大阪の同性愛者たちのグループは、ともに予防法案に反対していたが、その根拠は異なるものだったのだ。米本は、日本の寛容さとそれゆえの性的な「つつまし」さをその根拠としていたのに対し、同性愛者たちの団体は法案以前から存在した同性愛者への差別をさらに強化するという立場から反対運動に取り組んでいたのである。

じっさいに大阪で開催された市民団体によるエイズ予防法案反対デモに参加した「大阪ゲイ・コミュニティ」の平野広朗は、「エイズが問題となり始めて以来、私たちは危険な人物として一層世間から白眼視され、生活さえ自由にできなくなっている」と、その参加理由を述べている(毎日新聞大阪版 1988年7月10日)。東京においては、「動くゲイとレズビアンの会」が、厚生省にエイズ予防法案の廃案を要請し、記者会見を行っている。厚生省に提出された「廃案要請書」(1988年4月18日)には、法案が「感染者はもとより、ハイリスクグループと呼ばれる人々の人権を著しく侵害するものである」との主張とともに、1号患者を「故意に男性同性愛者」にし、「米国の疫学調査の結果を安易に受け入れて男性同性愛者をハイリスクグループと規定し、…我々同性愛者に対する一層の偏見を生み出し」できたエイズ政策への「抗議」が記されている。「動くゲイとレズビアンの会」および「大阪ゲイ・コミュニティ」の平野の主張は、「強権的なエイズ立法」に反対する点において米本と共通しているものの、日本を同性愛に寛容な社会と見なす米本の主張とは対照的であったのである。また「米国の疫学調査を安易に受け入れ」できたという動くゲイとレズビアンの会の主張は、同性愛の医療化を推進してきた公衆衛生行政に異を唱えるものでもあった。予防法案に反対した同性愛者団体にとって寛容言説は、同性愛の医療化を推進してきた同性愛嫌悪の存在を隠蔽するものだったのである。

もうひとつ寛容言説の問題点をあげるなら、HIV 感染をもたらす要因を男性同士が「比較的容易に性関係に陥」りやすいことに求めている点である。しかし「容易に」性関係をもつことは HIV 感染の必要条件であって十分条件ではない。なぜなら性関係をもったとしても予防行動をとるなら HIV を防ぐことは可能だからである。

2014年のエイズ動向委員会の報告によれば、HIV 感染者のうち同性間性的接触の占める割合は72.3%と最も高くなっている8。このような高い割合に対して、1999年に策定され2012年に改正された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」は同性愛嫌悪(ホモフォビア)にその理由を求めている。そこには教育等の場において異性愛が前提とされているがゆえに、同性間の性行為「感染に関する正しい知識の入手が困難であったり」、MSM(男性間で性行為を行う者)に対する「偏見や差別が存在している社会的背景等から適切な保健医療サービスを受け」にくいことが HIV 感染の多さの理由として記されている。HIV 立法が不要との根拠を性関係をもつことの容易さに求めることは HIV 感染を生み出す背景にある同性愛嫌悪の存在を棄却するものだと言えよう。

<sup>8 2014</sup>年の HIV 感染者報告例の感染経路は、異性間の性的接触が179件 (16.4%)、同性間の性的接触が789 件 (72.3%) で、性的接触による感染は合わせて968件 (88.7%) を占めていた。

# 第3章 府中青年の家裁判

# 1 訴訟の経緯

エイズという病は、同性愛の医療化を推進することになったが、それ以前の「『見て見ぬ振りをする』という形で見逃されてきた」(村上 1977:275)同性愛者が政治的に可視化していく契機ともなった。本章では、同性愛者たちが、エイズを契機として政治的に可視化していったひとつの事例として、同性愛者の人権を争点とする訴訟をとりあげ、その中における同性愛の医療化と寛容言説の相互作用を見ていくことにしたい。

ここで訴訟およびそこに至る経緯を簡単に説明しておこう。さきにエイズ予防法案への反対運 動を行った団体として紹介した、動くゲイとレズビアンの会が都立府中青年の家を宿泊利用した のは、1990年2月11~12日にかけてのことであった。その際、青年の家のきまりにもとづき、同 性愛者団体は、「私たちは同性愛者の団体で、同性愛者の人権のための活動をしています」とリー ダー会で紹介を行ったところ、他の利用団体から「ホモ | 「オカマ |といった言葉を投げつけられ、 浴室や部屋の中をのぞきこまれる等の嫌がらせにあうことになった。1ヵ月後、団体の求めに応 じて開かれた嫌がらせについて話し合う場で、所長は「他の青少年の健全育成にとって正しいと は言えない影響を与える」として、次回の利用をお断りしたいと回答した。所長の回答に対して 同性愛者団体は、東京都教育委員会に利用を認めるよう請願を行ったが、委員会の決定は、青年 の家では男女が同室で宿泊することを認めない「男女別室ルール」は異性愛に基づく性意識を前 提としたものであるが、性的意識の向き合う同性愛者の同室宿泊にも「ルール」は類推適用可能 であるとして、同性愛者団体の宿泊利用を不承認とする決定を下した(1990年4月)。この決定に 対し、同団体は、1991年2月に都の利用不承認処分は集会の自由を奪うものであるとして、東京 地方裁判所に損害賠償をもとめる訴えを起こした。1994年3月に下された第一審判決で、東京地 裁は、利用拒絶の理由はいずれも認められないとして利用不承認処分を違法とし、東京都に損害 賠償を命じた。東京都は、同年4月に東京高等裁判所に新たな主張を追加して控訴したが、東京 高裁は都の主張を退け、利用拒否決定を違法とした(1997年9月)。東京都は上告を断念し、高裁 判決が確定している。

## 2 悪影響論

青年の家所長は、青年の家で起こった嫌がらせについて話しあうための交渉の場で、動くゲイ とレズビアンの会のメンバーに対し、つぎのような回答を読みあげている。

あなたがたは公然リーダー会で「同性愛者の団体であること」を表明しています(あなたがたの自由ですが)。(中略) あなた方の「主張や行動」が他の都民と同様、尊重されなければ

ならないとしても、今日(現在)のコンセンサスを得られている内容とは思いません。青少年の健全育成という目的を持つ教育機関の末端機関の長として、私はあなたがたの主張や内在する行為を支援するわけにはいきません。他の青少年の健全育成にとって正しいとはいえない影響を与えることを是としない立場にあるものとして、次回の利用はお断りしたいと考えています。(東京地裁 1994:64-6 傍点は引用者による)

この回答において所長は、「同性愛者の団体であること」の自己紹介(カミングアウト)を、「公然」と「表明」する行為とみなしている。ここから暗示されるのは、本来秘密にしておくべきことを、同性愛者団体があえて口にしたということだ。秘密として想定されている事柄とは、「あなたがたの『主張』や『行動』」であり、直後に言いかえられる「あなたがたの主張や内在する行為」である。「同性愛に内在する行為」で指し示していることとは、所長との交渉の中での発言――「あなたたちは、同性愛者だと言っているわけでしょう。(中略)それは、例えば『イミダス』なんかを見ますとね、性的行為も含まれていますよね」――と重ねてみるとき、性的行為の表明として理解されていると考えられる(東京地裁 1994:66)。つまり、所長が述べているのは、青年の家で同性愛者の団体であることを自己紹介するという行為は、セックスの「嗜好」という私的領域に属すべき事柄を青少年の前で語ることであり、「青少年の健全育成にとって正しいとは言えない影響」を与えるので利用は認められないということなのだ。

ここで、同性愛は青少年の健全育成に悪影響を与えるという主張の含意について考えてみた い。第一審における証人尋問の際、青年の家所長は、同団体との交渉に先立ち、同性愛について の知識を得るために用語事典の『イミダス』(1989) および国語辞典の『広辞苑』(第3版 1983) の同性愛の項目、そして文部省発行の生徒指導資料『生徒の問題行動に関する基礎資料』(1979) を調べたことを明らかにしている。1990年当時,『イミダス』では「同性愛者は強迫的で反復的な 性行為を行う | として、『広辞苑』では「異常性欲の一種 | と述べられていた。また文部省の生徒 指導資料では「倒錯型性非行」の一種として分類され、「この同性愛は、アメリカなどでの"市民 権獲得"の運動もみられるが、一般的に言って健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあしり、 指導上の配慮として「精神医学的、臨床心理的な専門知識を踏まえた専門機関による治療が望ま れる」と記されていた。これらの書物のうち、文部省の指導資料が興味深いのは、「アメリカなど での」同性愛者による"市民権獲得"を目指す運動に言及しながらも、西洋で発達した精神医学 や心理学にもとづいて同性愛を「異常」や「倒錯」としていることである。前述したように1973 年の時点でアメリカでは「市民権獲得 | 運動の成果により同性愛の脱医療化がおこなわれていた にもかかわらず、それ以前の精神医学や心理学の学問的知見を根拠に同性愛を医療の対象とした のである。同性愛は、「健全な異性愛」への発達を阻害するという指導資料の記述を踏まえて、同 性愛者団体の利用が青少年に悪影響論を与えるとの回答を所長が作成したとすれば、この回答は 西洋の精神医学や心理学にもとづいて同性愛を医療化し、そのことを根拠として同性愛者たちを 公共空間から排除していようとする実践であったと言えるだろう<sup>9</sup>。

### 3 隠花植物としての美学

エイズ・パニックの文脈において寛容言説は、同性愛のリスク化に抵抗する側面を持ちつつ、 それを背後で支える同性愛嫌悪を隠蔽する作用を持っていた。本節では、寛容言説が日本における同性愛嫌悪を隠蔽するだけでなく、同性愛者の政治的可視化を否定する機能を持つことを指摘したい。そのうえで、寛容言説と医療化の狭間で、同性愛者がどのような状況に置かれているかを見ていく。

まず『プレステージ』(朝日放送系列 1990年5月4日放映)という討論番組で、青年の家における同性愛者団体のカミングアウトおよびそれに端を発する都による利用拒絶がどのように解釈されたか取り上げたい。この番組にゲストとして呼ばれた自民党の議員は青少年の健全育成のための施設を管理する側が利用を拒絶するのは当然であり、同性愛者団体がこのような施設をあえて利用したのは悪意からではないかと主張した。同じく、ゲストとして呼ばれた社会党の議員は、自民党の議員とは対照的に、同性愛者団体のメンバーは規則どおりに施設を利用したにもかかわらず嫌がらせをされたこと、また愛の形における多様性を認めるべきであるとの観点から都の決定に異議を唱えた。一方で、コメンテーターとして出演していた評論家の竹中労は、自民党の議員とは異なる立場から、同性愛者団体の行為が批判にさらされるのではないかと述べている。衆道の文学の伝統から言えば、同性愛というのは「隠花植物として…隠微な……ところにおいて置くほうが美学として成り立つ」との立場から、同性愛者団体の行動が批判されるのではないかと述べたのである10。つまり、「隠花植物」として許容されてきたとする、換言すれば日本は同性愛に寛容な文化を持つとする立場から、カミングアウトが批判される可能性を竹中は示唆したと言えるだろう。

寛容言説がミングアウトという同性愛者の政治的可視化を批判する論理として用いられることは、この当時の主要なゲイ・メディアのひとつであった『薔薇族』にエッセイを連載していた映

<sup>9</sup> だが、この医療化は、必ずしも西洋の学問を受動的に摂取する中で遂行されたものではない。所長は第一審の主尋問において上記3つの書物のほか、『ハイト・リポート』という文献にあたったことを明らかにしている。証人尋問でも明かされたように、『ハイト・リポート』は同性愛を肯定する立場から記されている書物であった。所長が『ハイト・リポート』に記された同性愛についての肯定的な記述に触れていたことから明らかになるのは、3つの書物における否定的な記述と肯定的な記述の両者に接する中で、肯定的な記述の無視と否定的な記述の摂取が行われていたということである。つまり、所長は、西洋の認識を単純に反映させて回答を作成したのではなく、能動的に同性愛の医療化を遂行したのである。

<sup>10</sup> この後に続く発言で竹中は、現在のモラルを絶対化すべきではないという視点から、都の決定に対し批判的にも読める発言をしている。ここで指摘したいのは、寛容言説が同性愛の政治的可視化を批判する論理として成立する可能性が示されていることである。

画評論家おすぎの意見からも見出すことができる。同団体が東京都教育委員会の決定によって利用を拒絶されたことを知ったおすぎは、エッセイにこのように記している。

私たちは同性愛の団体ですって断って"青年の家"に泊まって親睦会をするなんていうのはいかがなもんでござんしょうねえ。…アメリカやヨーロッパのホモセクシュアルやゲイピープルたちがアソシエーションを組むのは長い歴史の中で宗教的に押さえつけられていたものをはねかえすポリティカルな運動だからであって、必ずしも親睦を目的で組織されているわけではないのですよ。…大体、人権を獲得しようとするのに昨日、今日のムーブメントで「人権」が手に入ると思っているなら、かなり、この団体はイージーな人たちが多いのでしょう。(『薔薇族』1990年8月号、98-100)

おすぎが述べているのは、宗教的抑圧のあるアメリカやヨーロッパでは抑圧と闘う団体(アソシエーション)は必要だが、日本にはそのような団体は必要ないということだ。おすぎもまた米本と同様に、「長い歴史の中で宗教的に押さえつけられて」きた西洋との比較をとおして、日本が同性愛に寛容な文化を持つことを示唆する。

しかし、同性愛者団体の利用が拒絶されているにもかかわらず、このような日本の現実を寛容 と呼ぶことは、数多ある欧米と日本の比較項の中から恣意的に都合のよいものを抜き取ることに よって、可能になっている。ここにおいておすぎは宗教という項を選び出すことで寛容な文化を 産出しているが、仮に公共空間からの排除に注目したなら異なった結論がもたらされることにな るだろう。

寛容な文化の産出によって遂行されているのは、政治的な可視化の否定である。産出された寛容を根拠にすることによって、おすぎはカミングアウトを日本文化に相応しくない行為とのラベリングを行い、「アメリカやヨーロッパ人のホモセクシュアルやゲイピープル」が行う西洋的な行為として位置づけたのである。それはまた、日本における同性愛者団体の存在目的を「親睦」へと切り縮め、政治的可視化を「イージー」な行為とする立場を生み出すことにもなった。青年の家における利用拒絶を同性愛嫌悪の存在からではなく、同性愛者団体の無責任さから説明することは、寛容な文化の産出によって可能になったと言えるだろう。

青年の家の利用拒絶に関して『薔薇族』に掲載された以下の読者投稿は、一読すると寛容な文 化の存在を否定しているようでありながら、その存在を立論の前提におく入りくんだ構造を持っ ている。

現在,日本では同性愛者の存在は十分理解されていません。それなのにどうしてこのよう に同性愛に対する予備知識を持たないグループの前で突然、自分たちが同性愛者のグループ だと名乗ったのか理解できません。当然その結果、トラブルが発生することは、十分に予測できるはずです。ただ、同性愛者のグループだから名乗ったのだ、では、あまりにも現状認識が不足していると思います…。自分たちが同性愛者のグループで名乗れば、トラブルが発生することを暗黙に期待したように思えるのです。(『薔薇族』1991年6月号、406ページ)

投稿者は、「日本では同性愛者の存在は十分理解されていない」と述べているように、同性愛に寛容な文化が存在するという立場とは異なる観点から、同性愛者団体の行為を批判しているように見える。その論理とは「十分理解されていない」現状においては、青年の家で自己紹介(カミングアウト)するべきではなかったというものだ。そのうえで、他の利用者が同性愛についての予備知識を持っていると考えていたなら「現状認識が不足している」との批判をおこなっている。予備知識があったとしても/なかったとしても,カミングアウトが批判の対象とされていることは、同性愛者の団体であることを秘密にして利用すべきであったと投稿者が考えていることを示している。この立場は、竹中が示唆したカミングアウトを衆道の伝統と相容れない行為と考え、性的指向を秘密にして施設の利用を推奨する寛容論と微妙に重なり合う。すなわち、投稿者は、日本では同性愛者は十分理解されていないと述べつつ、同性愛者にはセクジュアリティを秘匿して生存する空間があるという、寛容な文化を前提とした主張になっているのだ。

だが、自己紹介せずに利用することは、同性愛者団体をどのような立場に置くことになるだろうか。所長は、青少年の健全育成にとって悪影響を与えることを是としない立場から、同性愛者団体の利用を拒絶しようとした。しかし、このような医療化が含意しているのは、同性愛者であることを秘密にして利用することの推奨ではない。同性愛者の団体であることを秘匿して利用することは、利用団体が自己紹介をするというリーダー会のきまりに反する行為であるとともに、悪影響を排除しようとする観点からは容認されない行為である。つまり、同性愛を「異性愛の発達を阻害する」「倒錯」として位置づける医療化の磁場の中で、同性愛者は寛容言説のもとでの私的な趣味や嗜好として許容されてきた位置づけをいつ剥奪されるかわからない脆弱な場に置かれているのである。同性愛者は、セクシュアリティを秘密に(して利用)せよという寛容言説と、それを容認しない医療化によって、ダブルバインドの状態に置かれている。

おすぎや『薔薇族』の投稿者は、青年の家でのカミングアウトを「イージーな行為」もしくは「現状認識が不足」した素朴な行為と見なして批判した。それとは反対に、カミングアウトという政治的可視化に対し、これを勇気のある行為として賞揚する意見がある。だが、同性愛者にとっての根源的な問題は、カミングアウトしても利用を拒絶され、しなくても「隠していた」として問題化される、ダブルバインドの状況にこそある。

### 第4章 結語

これまで日本と西洋は区別される社会であるという観念にもとづく寛容言説が同性愛嫌悪 (ホモフォビア) の現実とそれに抗する社会運動の存在意義を否定する作用を持っていることをみてきた。だが、西洋の影響を受けた同性愛を医療化する言説や実践は、寛容言説が依拠する、日本独自の同性愛文化が存在するという観念を疑問に付すものであるといえよう。このように考えれば、寛容言説は西洋と異なる日本が存在するがゆえに主張されたのではなく、寛容言説をつうじて西洋と日本の間の存在論的・認識論的区別が産出されたと考えることができる。

ところで、同性愛者の社会運動を西洋的なものとして否定する寛容言説の背後には、西洋文化の「侵略」に対する異議申し立ての意志が存在していると言えるかもしれない。だが、カミングアウトを批判する論理として寛容言説が用いられたことは、同性愛を趣味や秘密という私的な領域に封じ込め、公的領域における可視化を否定することによって、異性愛を前提とした秩序を支える役割を寛容言説が果たしてきたことを示している。寛容言説は、同性愛者のライフスタイルの公的な承認を否定する文脈で用いられたのである<sup>11</sup>。このように考えれば、同性愛者の社会運動は、「西洋」的とされるカミングアウトの実践によって、寛容言説のもとにおいては顕在化させるのが困難であった異性愛を前提とする秩序を可視化させ、問題化する可能性を獲得したと言えるだろう。換言すれば、同性愛者たちの社会運動は、西洋と区別される(同性愛に寛容な)日本の文化が存在するという観念を疑問に付すとともに、寛容言説のもとで隠蔽されてきた異性愛を前提とし、同性愛を周縁化する非対称的な関係性を浮上させ、それをこえる社会の実現を目指すものなのである。

以上

謝辞:著者はこの研究のための資金援助をいただいた、中京大学特定研究助成に感謝いたします。

# 【文献】

赤坂憲雄, 1987, 「エイズにおける境界と交通」 『エイズの文化人類学』 別冊宝島67, 90-103.

<sup>11</sup> 寛容という概念は、歴史的に言えば、近代ヨーロッパにおいて少数者の信教の自由を保護する必要性から論じられてきた。「寛容とは他人の信仰と自分の信仰とのちがいを意識した上で他人の異なった信条を許容することを意味するのであって、宗教の違いに無関心であることとは決定的に異なる」(石田 1990: 130-1)。このような観点からすれば、同性愛の文脈における寛容言説は、このような歴史的背景と異なり、少数者である同性愛者の人権擁護の必要性から用いられているよりは、少数派に対し異性愛を前提とする多数派の規範に同調させる文脈で用いられているといえよう。なお、本稿では論じられなかったが、寛容という概念に、「寛容する側」と「寛容される側」という非対称性が内在している点については(風間2013)を参照のこと。

- Blasius, Mark, 1994, Gay and Lesbian Politics: Sexuality and the Emergence of a New Ethic, Temple University Press.
- Conrad, Peter, Schneider, Joseph, 1981[1992], Deviance and Medicalization: From Badness to Sickness, Temple University Press. (= 2003, 進藤雄三他訳『逸脱と医療化:悪から病へ』ミネルヴァ書房)
- Foucault, Michel, 1976, *Histoire de la Sexualité 1 : La volonté de savoir*, Gallimard. (=1986, 渡辺守章訳『性の歴史 I : 知への意志』新潮社.)
- 古川誠、1994、「セクシュアリティの変容:近代日本の同性愛をめぐる3つのコード」『日米女性ジャーナル』 No.17.
- 石田雄, 1990, 『平和・人権・福祉の政治学』明石書店.
- 風間孝, 2003, 「生 権力と死:エイズの時代における男性同性愛者の表象をめぐって——」『解放社会学研究』 17. 33 58.
- 風間孝,2013,「寛容というホモフォビア」ひろしま女性学研究所編『言葉が生まれる,言葉を生む』ひろしま女性学研究所,100-115.
- Lunsing, Wim, 1999, Japan: Finding Its Way? Adam, BD, Duyvendak, JW, Krouwel A eds., *The Global Emergence of Gay and lesbian Politics: National Imprints of a Worldwide Movement*, Temple University Press.
- 松本孝夫, 1986, 「男性同性愛者における抗 HTLV-III / LAV 抗体とリンパ球サブセットの検索」, 『東京都エイズ研究班 研究の報告書 昭和六一年度』, 東京都衛生局.
- McLelland, Mark, 2000, Male Homosexuality in Modern Japan: Cultural Myths and Social Realities, Curzon Press.
- 村上仁、1977、「訳者あとがき」ドナルド・ウエスト『同性愛』人文書院、275-8.
- Pflugfelder, Gregory, 1999, Cartographies of Desire: Male-Male Sexuality in Japanese Discourse 1600-1950, University of California Press.
- 重松逸造, 1988, 『HIV 疫学研究班 昭和六三年度研究報告書』, 厚生省.
- 東京地裁, 1994, 「平成3年(ワ)第1557号損害賠償請求事件 判決」.
- 米本昌平, 1987, 「エイズ学原論」 『中央公論』 1987年4月号, 中央公論社.